

## 国立大学法人京都大学教職員退職手当規程

平成16年4月1日

達示第89号制定

### (目的)

第1条 この規程は、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)附則第4条の規定及び国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号。以下「就業規則」という。)第64条の規定に基づき、国立大学法人京都大学(以下「大学」という。)の教職員(就業規則第2条第2項の規定に基づく外国人教師及び外国人研究員並びに同条第4項の教職員を除く。以下同じ。)に対する退職手当の支給に関する事項を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程による退職手当は、教職員が退職し、又は解雇された場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。ただし、教職員が次の各号の一に該当する場合には退職手当は支給しない。

- (1) 勤続6月未満で就業規則第19条第1号の規定により退職する場合(国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第81条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害(以下「傷病」という。)を有する者の場合を除く。)
- (2) 勤続6月未満で就業規則第24条第2項第1号から第4号までの規定により解雇された場合
- (3) 就業規則第24条第1項及び国立大学法人京都大学教職員就業規則の一部を改正する規則(平成17年達示第34号)附則第2項の規定により解雇された場合
- (4) 就業規則第48条第5号の規定により懲戒解雇された場合
- (5) 就業規則第23条により再雇用された教職員が退職する場合

2 教職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び教職員(就業規則第23条の規定により再雇用された教職員を除く。)となったときは、その退職については、退職手当は支給しない。

3 退職し、又は解雇された教職員に対し、退職手当がまだ支払われていない場合において、当該退職し、又は解雇された教職員の在職中の職務に関し、懲戒による解雇を受ける事由に相当する事実が明らかになったときは、退職手当を支給しない。

(平17達44改)

### (自己都合退職等の場合の退職手当)

第3条 次条又は第5条第1項若しくは第2項の規定に該当する場合を除くほか、退職し又は解雇された者に対する退職手当の額は、退職又は解雇の日におけるその者の俸給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 21年以上24年以下の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわら

ず、同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上5年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間6年以上10年以下の者 100分の75
- (3) 勤続期間11年以上19年以下の者 100分の80

(長期勤続後の退職等の場合の退職手当)

第4条 25年以上勤続して退職し又は解雇された者(次条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)、20年以上25年未満の期間勤続し就業規則第22条第1項の規定により退職した者、勧奨退職者、任期満了退職者に対する退職手当の額は、退職又は解雇の日におけるその者の俸給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 21年以上30年以下の期間については、1年につき100分の150
- (4) 31年以上の期間については、1年につき100分の125

2 前項の規定は、20年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(業務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の額について準用する。

(組織再編による退職等の場合の退職手当)

第5条 就業規則第24条第2項第6号の規定により解雇された者、業務上の傷病若しくは死亡により退職した者、25年以上勤続し就業規則第22条第1項の規定により退職した者、勧奨退職者、及び任期満了退職者に対する退職手当の額は、退職又は解雇の日におけるその者の俸給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 21年以上30年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 31年以上の期間については、1年につき100分の150

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の額について準用する。

3 第1項に規定する者で、次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職又は解雇の日におけるその者の基本給等の月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

4 前項の基本給等の月額、教職員が受ける国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号)に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する都市手当の月額の合計額とする。

5 第1項及び第3項の規定は、過去の退職又は解雇につき既にこれらの規定の適用を受け、かつ、その退職又は解雇の日の翌日から1年以内に再び教職員となった者が、その再び教職員となった日から起算して1年以内に退職し又は解雇された場合には、適用しない。

(勸奨退職者に対する退職手当に係る特例)

第6条 前条第1項の規定に該当する者のうち、定年に達する日の6月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その者に係る定年から10年を減じた年齢以上である者に対する同項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額及び当該俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」とする。

(平17達44改)

(退職手当の最高限度額)

第7条 第3条から前条までの規定により計算した退職手当の額が、教職員の退職の日における俸給月額に59.28を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(勤続期間の計算)

第8条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、教職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、教職員となった日の属する月から退職し、又は解雇された日の属する月までの月数による。

3 教職員が退職し又は解雇された場合(第2条第1項各号の一に該当する場合を除く。)において、その者が退職又は解雇の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算は、引き続いて在職したものとみなす。

4 前3項の規定による在職期間のうち、就業規則第15条の規定による休職(業務上の傷病又は通勤による傷病による休職を除く。)の期間、同規則第48条第3号の規定による停職の期間、国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程(平成16年達示第84号)により育児休業をした期間があったときは、それらの期間の2分の1に相当する期間(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を前2項の規定により計算して得た在職期間から除算する。

5 第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間には、次の各号に掲げる国立大学法人等(以下「法人等」という。)に使用される者が引き続いて教職員となったときにおける当該法人等に使用される者としての引き続いた在職期間、及び教職員が第17条の規定により退職手当を支給されないで法人等に使用される者となり、引き続いて法人等に使用される者として在職した後引き続いて教職員となったときにおける、先の教職員としての引き続いた在職期間の始期から法人等に使用される者としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の法人等に使用される者としての引き続いた在職期間の計算については、前4項の規定を準用する。ただし、退職により、こ

の規程による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した法人等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に1.2を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の教職員として引き続き在職期間には含まないものとする。

- (1) 国立大学法人法第2条第1項に規定される国立大学法人
  - (2) 国立大学法人法第2条第3項に規定される大学共同利用機関法人
  - (3) 独立行政法人国立高等専門学校機構法第2条に規定される独立行政法人国立高等専門学校機構
  - (4) 独立行政法人大学評価・学位授与機構法第2条に規定される独立行政法人大学評価・学位授与機構
  - (5) 独立行政法人国立大学財務・経営センター法第2条に規定される独立行政法人国立大学財務・経営センター
  - (6) 独立行政法人メディア教育開発センター法第2条に規定される独立行政法人メディア教育開発センター
  - (7) 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第3条に規定される独立行政法人宇宙航空研究開発機構(ただし、同機構就業規則に規定される教育職職員に限る。)
- 6 前5項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満(第3条第1項(傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。))、又は第5条第1項の規定による退職手当を計算する場合にあっては、1年未満)の場合には、これを1年とする。
- 7 前項の規定は、第5条第3項の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については適用しない。

(平17達44改・加)

(国等の機関から復帰した教職員に対する退職手当に係る特例)

第9条 教職員のうち、総長の要請に応じ、引き続いて国、特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。)、地方公共団体、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。))又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定するもののうち法人等を除く公庫等(以下「国等の機関」という。)に使用される者(以下「国家公務員等」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職(その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。)した後、引き続いて再び教職員となった者の在職期間の計算については、先の教職員としての在職期間の始期から後の教職員としての在職期間の終期までの期間は、教職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人の場合にあっては、当該地方公共団体又は地方独立行政法人の退職手当に関する規定において、その者の教職員としての勤続期間が当該地方公共団体又は地方独立行政法人に使用される者としての勤続期間に通算されることと定められているものに限る。

- 2 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて教職員となるため退職し、かつ、引き続いて教職員となった場合におけるその者の教職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前2項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、第8条(第5項を除く。)の規定を準用する。
- 4 教職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する教職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規定による退職手当は支給しない。
- 5 教職員を国等の機関の業務に従事させるための休職の期間は、第8条第4項の規定にかかわらず、教職員の引き続いた在職期間に全期間算入するものとする。
- 6 国家公務員等がその身分を保有したまま引き続いて教職員となった場合におけるその者の在職期間の計算については、教職員としての在職期間はなかったものとみなす。

(平17達44改・加)

(役員等との在職期間の通算の特例)

第10条 教職員が、引き続いて大学の役員、又は法人等の役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「役員等」という。)となった場合において、その者の教職員としての勤続期間が当該役員等に対する退職手当に関する規定により当該役員等としての勤続期間に通算されることと定められているときは、この規程による退職手当は支給しない。

- 2 第8条第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間には、役員等が引き続いて教職員となった場合におけるその者の役員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、退職により国立大学法人京都大学役員退職手当規程(平成16年達示第88号)による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間は、その者の教職員としての引き続いた在職期間には含まない。

(平17達44改・加)

(役員等の在職期間を有する教職員の退職手当の額の特例)

第11条 引き続いた役員等の在職期間を有する教職員の退職手当の額は、当該教職員にかかる役員等の在職期間について、当該役員等の業績に応じ、これを増額し又は減額することができる。

- 2 前項の規定を適用し退職手当の増額を行う場合は、第7条の規定は適用しない。

(平17達44改・加)

(遺族の範囲及び順位)

第12条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、教職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で教職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、教職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

- 2 前項に掲げる者に退職手当を支給する場合の順位にあつては、前項各号の号数の昇順とし、

第2号及び第4号に掲げる者に支給する場合にあっては、当該各号に掲げる順によるものとする。この場合において、父母については、養父母が実父母に先位し、祖父母については、養父母の父母が実父母の父母に先位し、父母の養父母が父母の実父母に先位するものとする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(平17達44改・加)

(遺族からの排除)

第13条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 教職員を故意に死亡させた者

(2) 教職員の死亡前に、当該教職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(平17達44改・加)

(起訴中に退職又は解雇された場合の退職手当の取扱い)

第14条 教職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職し又は解雇されたときは、退職手当は支給しない。ただし、判決の確定によって禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、退職し又は解雇された者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が在職期間(その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。第16条において同じ。)中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(平17達44改)

(退職手当の支払)

第15条 この規程による退職手当は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、その全額を、現金で、直接この規程によりその支給を受けるべき者に支払わなければならない。ただし、別に定める確実な方法により支払う場合は、この限りでない。

2 この規程による退職手当は、教職員が退職し又は解雇された日から起算して3月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(平17達44改・加)

(退職手当の返納)

第16条 退職し又は解雇された者に対し退職手当の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき、若しくは在職中の職務に関し懲戒による解雇をうける事由に相当する事実が明らかになったときは、その支給をした退職手当の全部又は一部を返納させることができる。

(平17達44改・加)

(法人等に使用される者となった場合の取扱い)

第17条 教職員が事由の如何を問わず引き続いて法人等に使用される者となった場合において、その者の教職員としての勤続期間が当該法人等に使用される者に対する退職手当に関する規定により当該法人等に使用される者としての勤続期間に通算されることに定められてい

るときは、この規程による退職手当は支給しない。

(平 1 7 達 4 4 改・加)

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 法人法附則第4条の規定により、平成16年4月1日に大学の教職員となった者の退職等に際し退職手当を支給しようとするときは、第8条の規定にかかわらず、その者の国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員(同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続いた在職期間を大学の教職員としての在職期間とみなす。
- 3 前項の教職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員となった場合においては、この規程による退職手当は、支給しない。
- 4 国立大学法人の成立前の京都大学(以下、「旧機関」という。)の職員が、任命権者の要請に応じ、引き続いて地方公共団体又は国家公務員退職手当法第7条の2第1項に定める公庫等(以下「公庫等」という。)の職員となるため退職し、かつ、引き続き公庫等の職員として在職した後引き続いて教職員となった場合におけるその者の第8条第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の国家公務員退職手当法第2条第1項に定める職員としての引き続いた在職期間の始期から教職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間は、教職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 5 公庫等の職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて旧機関の職員となり、かつ、引き続き旧機関の職員として在職した後引き続いて法人法附則第4条の規定により教職員となり、かつ、引き続いて公庫等の職員となるため退職した場合において、その者の教職員としての在職期間が、当該公庫等における在職期間に通算されることに定められているときは、この規定による退職手当は、支給しない。
- 6 法人法附則第6条第4項に規定する退職があった場合は、同項の定めるところにより退職手当を支給する。
- 7 当分の間、20年以上の期間勤続して退職し又は解雇された者(傷病又は死亡によらずその者の都合により退職した者を除く。)に対する退職手当の額は、第3条から第6条までの規定により計算した額に100分の104(施行日から平成16年9月30日までの間については、100分の107)を乗じて得た額とする。ただし、35年を超える期間勤続した者で、第4条から第6条までの規定に該当する退職をした者に対する退職手当の額は、その者の勤続期間を35年として本項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 8 施行日から平成16年9月30日までの間に第7条の適用を受ける者については、同条中の59.28を乗じて得た額を60.99を乗じて得た額と読み替えて適用する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日以前における次の各号に掲げる者に対する退職手当算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、第8条第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間とみなす。
  - (1) 国立大学法人京都大学日々雇用教職員就業規則(平成16年達示第72号。以下「日々雇

用教職員就業規則」という。)第72条第1項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

(2) 日々雇用教職員就業規則第72条第1項に規定する者以外の日々雇用教職員のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるまでの間に引き続いて教職員となり、通算して6月を超える期間勤務した者 その教職員となる前の引き続いて勤務した期間

3 平成16年4月1日以降新たに指定職俸給表を適用された者(ノーベル賞、フィールズ賞、文化勲章、文化功労者、日本学士院賞、日本学士院エジンバラ公賞又は日本芸術院賞を受賞したことによる者を除く。)が退職する際の退職手当計算の基礎となる俸給月額については、第3条から第5条まで、及び第7条の規定にかかわらず、当該指定職俸給表の適用がなく、引き続き教育職俸給表の適用を受けていたものとして再計算した場合に得られる俸給月額とする。